

時事新報

明治十八年五月廿一日
（西曆一千八百八十五年）
第九百七十四號
日曜日休刊

公報
東京圖書

○内務省通達第十六號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第十七號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第十八號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第十九號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十一號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十二號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十三號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十四號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十五號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十六號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十七號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十八號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第二十九號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十一號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十二號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十三號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十四號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十五號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十六號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十七號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十八號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○内務省通達第三十九號
官制官階法施行規則及官制官階法施行細則ノ事

○今日ノ地位ニ達セタルナラン左レハ今我國ニ於テ男
尊女卑ノ風習ヲ破リ婦女ヲシテ社會交際ノ一元素トシ
テ其職業ニ就テハ種々ノ方便アル其中心ニ先
ツ戸外ノ職業ヲ與フルノ工夫ヲ爲スヲ肝要ナラン
其職業ニ就テハ種々ノ方便アル可シト雖モ女學校
ヲ起シテ婦女ニ夫レノ醫術ヲ授ケ卒業ノ後女醫
開業ヲ許スナドモ亦適當ナル一法ナラント思ハル
ク、歐西先帝あれきさんせる第二世ハ夙ニ女子ヲ授
テ大切ナルコトヲ悟リ曾テ諸官省ニ内閣ニ所アリシ
中ニ女子ノ爲メニ設置サレタル産科學及ヒ其他ノ學
ヲ擴充シテ女子ヲ獎勵シテ自營ノ途ヲ立テシム可シ、病
院在勤ノ看護婦ハ頗ル有用ナルモノナレバ女子ニ許
ス可シ云々ノ箇條ヲ加ヘテ云ヒ又西洋諸國ニテハ
皇室ノ保護ヲ以テ女醫學校ヲ設立シタルノ例モアリ
云々ハ我國ニ於テモ實上貴婦人方ノ發意ヲ以テ斯カル
有益ナル學校ヲ設ケ其流風ヲ全國ニ波及シテ直接ニハ
女子ニ一科ノ職業ヲ與ヘ間接ニハ婦人ノ品位ヲ進ムル
ノ方便ト爲スヲ我輩ノ企望ニ堪ヘザル事共ナリ
右ノ如キ次第ニテ我輩ハ我輩女子ノ品位ヲ進ムルコ
ト熱望シ世ノ大ノ諸紳士モ亦我輩ノ同案ナル可シト雖
モ我國今日ノ勢ニテハ習慣ノ剛強スル所ニテ女子ヲ却
テ男尊主義ヲ維持シ從テ女尊ノ故例ヲ守リテ自カラ其
地歩ヲ進ムルハ難シ或ハ却テ利女主義ノ人々ヲ嫉視ス
ルナキニ必スベカラズ少シテ不敬ナル此論ナレバ我國
ノ婦女ハ如シク野ノ鳩ヲ拘引シテ之ヲ籠中ニ投
シテ、鳩ノ初志ニ非サル可シト雖モ其籠ニ居ルコト久
シクモアルモ尙モ歸籠ノ念ヲ存シ其放生ノ思人ヲ
怨ムコトアルガ如シ今日我輩女子ノ地位ハ殆ド籠中
ノ觀アリ知ラズ亦自カラ脱籠セント欲スル志望アルヤ
否ヤ

○山田司法卿 是去る十八日石州濱田を發シ豐州松江
に若したりと

○露國君將の問答 四月二十四日附にて在聖、彼得堡
ニユイヨクヘラド新聞の通信者其本社ニ寄せた
る通信曰く本日アレキサンドル帝は參謀部長オプ
ツナーフ將軍ヲ引見シ阿富汗境界の軍用地圖を披テ四
時間計何カ頻りに討論する所ありたり將軍ハ戰爭を以
テ到底避くる能はざるものぞなし神速の決断を以テ
ラツト及カザルヘイヤハ進軍するの機會を失ふヘラ
サト主張せり帝ハ近來能く將軍の言ヲ聽納せられ其
水魚の親をとり將軍は今年四十二歳にして頗る活潑
爲の氣象ニ富りり今朝面議の折帝は向テ露國は取テ戰
争とぞい實に今の時ありアムスアンは阿富汗地方
と去りて今は阿人ヲ煽動する人なく且つ一旦開戦に至
ればハルヤハ我レヲ助くるの密約あり然るも少し
少しにても猶豫する時は此等の好機は去りて又來り
申さずと言ひける帝は之ニ答へて將軍ハ勇は餘り性
急なり露國の天命は人力の得テ勝つべきにあらず戰爭
之類は避くべきの望みあるなり併しおがら事務如何
成行くと余は決してメンナーフ或ハガルフヒカハ
スと見捨てるは程おろと云はれしと今日通信者
帝に請ひたるお體休願の健やうあれども少し心配せ
ざる、所ある様に見受けられたりといふ

○羅馬法王の書 羅馬法王ハ本年二月一日付にて拉丁
文ハ新書ヲ清國皇帝ニ寄セ清國に在留する傳教士並
基督教民等に平時並に戰時於て特別の保護を加ヘら
せられたり云々

○盛所司令官事務取扱 盛所司令官の儀は追テ
令官に於て該事務取扱
り乙第五十八號を以テ
○寺僧の福運 去る頃
族數名華嚴頓府の或る
ンダーランド氏の説教
ありて之ニ赴かざりし
ド氏も亦右の寺院に
ダイラント氏ハ
得ざるを祝し夫レ後
請ふもの引も切ら
二週間前の六個月間
云ひしと云

○花の價百四十弗 グ
戚朋友其他より見舞
費の或商會より先
に入れたるものと將軍
は百四十弗なりと云ふ
日々に類する品物と
るよし

○教導團歩兵移轉 今
導團歩兵大隊を移轉セ
乙第五十九號を以テ陸
○陸軍副病院 兵山學
院の院の答なりと

○飾磨縣再置 兵庫
府縣再置之事其筋ハ
きより今度姫路の有志
が仰がんと昨今協議中
○卒業證書授與 東京
伊藤定弘、愛知縣士族
一の三氏は其の科程と
卒業證書を授與した
族有川仁之助氏は就海
命せられたり

○遺棄病院 本郷田町
金一萬圓を下賜せし
○入院患者 續須賀海
は百三名にして内兩所
十二名以上操作よく
り

○古崎縣勸業會 同縣
にて今度古崎縣勸業會
を組織せしに會頭には
一名職員に橋口善千
外二名に計には連藤三
會員の數は特別會員
四百六十四名と事務
設置せられたるよし

○歐洲市場の景況 倫
洲市場にて金銀の相場
あり要するに金銀運
は如何なる商機とい
るやと探り得るものな
へも當然の姿なり實財
決して永久の貸借をな
公債の持主は餘り賣買
市場に於て餘り其價と
る下格と引起さんふ
事と據よめたり併し

○山田司法卿 是去る十八日石州濱田を發シ豐州松江
に若したりと

○露國君將の問答 四月二十四日附にて在聖、彼得堡
ニユイヨクヘラド新聞の通信者其本社ニ寄せた
る通信曰く本日アレキサンドル帝は參謀部長オプ
ツナーフ將軍ヲ引見シ阿富汗境界の軍用地圖を披テ四
時間計何カ頻りに討論する所ありたり將軍ハ戰爭を以
テ到底避くる能はざるものぞなし神速の決断を以テ
ラツト及カザルヘイヤハ進軍するの機會を失ふヘラ
サト主張せり帝ハ近來能く將軍の言ヲ聽納せられ其
水魚の親をとり將軍は今年四十二歳にして頗る活潑
爲の氣象ニ富りり今朝面議の折帝は向テ露國は取テ戰
争とぞい實に今の時ありアムスアンは阿富汗地方
と去りて今は阿人ヲ煽動する人なく且つ一旦開戦に至
ればハルヤハ我レヲ助くるの密約あり然るも少し
少しにても猶豫する時は此等の好機は去りて又來り
申さずと言ひける帝は之ニ答へて將軍ハ勇は餘り性
急なり露國の天命は人力の得テ勝つべきにあらず戰爭
之類は避くべきの望みあるなり併しおがら事務如何
成行くと余は決してメンナーフ或ハガルフヒカハ
スと見捨てるは程おろと云はれしと今日通信者
帝に請ひたるお體休願の健やうあれども少し心配せ
ざる、所ある様に見受けられたりといふ

○羅馬法王の書 羅馬法王ハ本年二月一日付にて拉丁
文ハ新書ヲ清國皇帝ニ寄セ清國に在留する傳教士並
基督教民等に平時並に戰時於て特別の保護を加ヘら
せられたり云々

○盛所司令官事務取扱 盛所司令官の儀は追テ
令官に於て該事務取扱
り乙第五十八號を以テ
○寺僧の福運 去る頃
族數名華嚴頓府の或る
ンダーランド氏の説教
ありて之ニ赴かざりし
ド氏も亦右の寺院に
ダイラント氏ハ
得ざるを祝し夫レ後
請ふもの引も切ら
二週間前の六個月間
云ひしと云

○花の價百四十弗 グ
戚朋友其他より見舞
費の或商會より先
に入れたるものと將軍
は百四十弗なりと云ふ
日々に類する品物と
るよし

賞勳敘任

明治十八年五月廿一日
大瀧野 伯爵 伯爵 方正義
伊豆七島小笠原島ヲ除ク
明治十六年甲第三十六號布達部地方稅徵收規則第五
條第五條第十二條及同年甲第三十七號布達部地方稅
徵收規則第五條第十二條ノ年稅ハ明治十八年度ニ限
七月ヨリ十二月迄ノ分ハ八月末日迄一月ヨリ三月迄ノ
分ハ二月末日迄ニ納ムヘシ
右布達部
明治十八年五月廿一日
東京府知事芳川正

時事新報

男尊女卑ノ風習破ラザル可ラズ
我輩ハ前報ノ紙面ニ於テ我輩婦女ノ今日ノ如ク卑賤ナ
リ三原因ヲ述ベ我輩女子ノ無職業ナルヲ以テ其原因
中ニ第一ニ我輩ノ計算ハ決シテ當然ナルモノニ非
ズ古來國ノ文明ハ論ナシ婦女ノ地位ハ工部ノ國ニ等
シテ女子ノ地位ハ今日社會學者ノ規定セザル事